

# 【後期高齢者医療制度】 保険料のお知らせ

保険料率は2年ごとに改定を行うこととなっており、平成29年度は、平成28年度と同じ保険料率になっております。なお、被保険者均等割額、所得割額の軽減については、制度の見直しや政令改正により、改定を行っておりますので、ご確認ください。

## 被保険者均等割額

**52,913円 (被保険者全員が等しく負担)**

## 所得割率

**10.98% (被保険者が所得に応じて負担)**

●保険料の計算方法…被保険者均等割額と所得割額を合計して、個人単位で計算します。保険料の上限は年額57万円です。

**保険料 = 被保険者均等割額 52,913円 + {(総所得金額等 - 33万円) × 所得割率 10.98%}**

●保険料の軽減…所得の低い方及び国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者であった方は、次のとおり保険料が軽減されます。また、平成29年度については、被保険者均等割額、所得割額の軽減が以下のとおり改定しております。

## 被保険者均等割額の軽減

世帯主と世帯の被保険者の所得額の合計に応じて、均等割額が世帯単位で軽減されます。

世帯の所得額の合計	均等割額の軽減割合
33万円以下で、世帯内の被保険者全員の所得がない(年金収入80万円以下)	9割
33万円以下	8.5割
33万円 + (27万円 × 被保険者数) 以下	5割
33万円 + (49万円 × 被保険者数) 以下	2割

## 所得割額の軽減

被保険者の基礎控除(33万円)後の総所得金額等に応じて、所得割額が軽減されます。

基礎控除(33万円)後の総所得金額等	所得割額の軽減割合
58万円以下	2割

## 被用者保険の被扶養者

後期高齢者医療制度加入の前日まで、国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者となっていた方が対象となります。ただし、所得の低い方に対する均等割額の軽減にも該当する方については、いずれか大きい方の額が軽減されます。

均等割額	所得割額
7割軽減	負担なし

【お問い合わせ先】 役場福祉課 ☎77-3614



～健康増進課からのお知らせ～

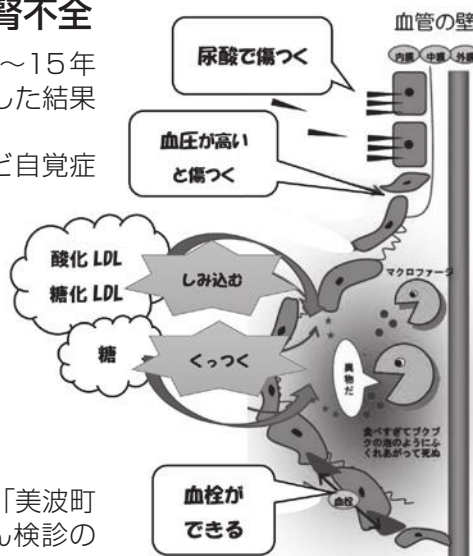
## あなたの血管内皮が危ない!!

### 脳血管疾患 心筋梗塞 腎不全

上記の生活習慣病は、10年～15年かけて血管が変化(動脈硬化)した結果です。

血管が傷ついても、ほとんど自覚症状がありません!!

メタボリックシンドローム・高血圧・高血糖・脂質異常症が犯人…?!  
あなたの血管は大丈夫?  
健診で血管の様子をチェックしましょう!!



詳しい日程は、「保健だより」「美波町平成29年度特定健診及びがん検診のお知らせ」をご覧ください。

※健診に関するお問い合わせ先 健康増進課 ☎77-3621

## 結核検診を受けましょう

結核といえば“昔の病気”という印象を持つ人も多いかもしれませんが、実は、今でも毎年4万人以上の患者と2,000人以上の死者を出している国内最大の感染症です。

特に高齢者では、以前の流行時に既に感染していて、免疫力の低下とともに発病する危険があることが問題になっています。65歳以上のかたは毎年度健診が義務づけられています。

結核の早期発見、早期治療のため、症状がなくても検診を受けましょう。

詳細については役場健康増進課(☎77-3621)までお問い合わせください。

